

改正

平成17年 6 月 29 日 条例第13号
平成25年 2 月 28 日 条例第 3 号
平成28年 3 月 29 日 条例第 7 号
令和 4 年 3 月 3 日 条例第 1 号
令和 4 年12月13日 条例第20号
令和 7 年 2 月 26 日 条例第 1 号

江別市情報公開条例

江別市情報公開条例（平成 8 年 条例第23号）の全部を改正する。

目次

- 第 1 章 総則（第 1 条—第 4 条）
- 第 2 章 公文書の公開（第 5 条—第16条）
- 第 3 章 情報公開の総合的な推進（第17条—第20条）
- 第 3 章の 2 審査請求等（第21条—第21条の 4）
- 第 4 章 江別市情報公開審査会（第22条—第28条）
- 第 5 章 補則（第29条—第34条）
- 附則

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この条例は、住民自治の理念にのっとり、市民の市政に関する知る権利を尊重し、公文書の公開を請求する市民の権利を明らかにするとともに、市政に関する情報の公開に関して必要な事項を定め、もって市政について市民に説明する市の責任が全うされるようにし、かつ、市民の市政参加を一層推進することによって、公正で民主的な市政の発展に寄与することを目的とする。

（定義）

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1） 実施機関 市長、議会、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、公平委員会、固定資産評価審査委員会、水道事業管理者、病院事業管理者及び消防長をいう。
- （2） 公文書 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画、写真、フィルム及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）であつて、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、官報、白書、新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるものを除く。

（実施機関の責務）

第 3 条 実施機関は、この条例の解釈及び運用に当たっては、公文書の公開を請求する市民の権利を十分尊重するとともに、個人に関する情報がみだりに公にされることのないよう最大限の配慮をしなければならない。

（利用者の責務）

第 4 条 この条例の定めるところにより公文書の公開を請求しようとするものは、この条例の目的に即した適正な請求をするよう努めるとともに、公文書の公開により得た情報を適正に利用しなければならない。

第 2 章 公文書の公開

（公文書の公開請求権者）

第 5 条 何人も、この条例の定めるところにより、実施機関に対して公文書の公開を請求することができる。

（公開請求の手続）

第 6 条 前条の規定による公文書の公開の請求（以下「公開請求」という。）をしようとするものは、次に掲げる事項を記載した請求書（以下「公開請求書」という。）を実施機関に提出しなければならない。

- (1) 公開請求をするものの氏名又は名称及び住所又は居所並びに法人その他の団体にあつては代表者の氏名
 - (2) 公文書の名称その他の公開請求に係る公文書を特定するに足りる事項
- 2 実施機関は、公開請求書に形式上の不備があると認めるときは、公開請求をしたもの（以下「公開請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、実施機関は、公開請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するように努めなければならない。

（実施機関の公開義務）

第7条 実施機関は、公開請求があつたときは、公開請求に係る公文書に次の各号に掲げる情報（以下「非公開情報」という。）のいずれかが記録されている場合を除き、公開請求者に対し、当該公文書を公開しなければならない。

- (1) 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であつて、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。
 - ア 法令若しくは他の条例の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報
 - イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報
 - ウ 公務員等（行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）第5条第1号ハに規定する公務員等をいう。）の職務の遂行に係る情報（当該情報が当該公務員等の思想信条に係るものである場合で、公にすることにより、当該公務員等の個人としての正当な権利を害するおそれがあるときは、当該公務員等の職、氏名その他当該公務員等を識別することができることとなる記述等の部分を除く。）
- (2) 法人その他の団体（国、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）、地方公共団体及び地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。
 - ア 公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの
 - イ 実施機関の要請を受けて、公にしないと条件で任意に提供されたものであつて、当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの
- (3) 公にすることにより、人の生命、身体、財産又は社会的な地位の保護、犯罪の予防、犯罪の捜査その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある情報
- (4) 市並びに国、独立行政法人等、他の地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であつて、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの
- (5) 市又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であつて、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの
 - ア 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ
 - イ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、市又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ
 - ウ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ
 - エ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ

オ 独立行政法人等、市若しくは他の地方公共団体が経営する企業又は地方独立行政法人に係る事務に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ

- (6) 法令若しくは他の条例の定めるところにより又は実施機関が法令上従う義務を負う国等の機関の指示により、公にすることができないと認められる情報
(公文書の一部公開)

第8条 実施機関は、公開請求に係る公文書の一部に非公開情報が記録されている場合において、非公開情報に係る部分を容易に区分して除くことができるときは、当該非公開情報に係る部分以外の部分を公開しなければならない。ただし、当該非公開情報に係る部分を区分して除くことにより公開請求の趣旨が損なわれることが明らかであるときは、この限りでない。

- 2 公開請求に係る公文書に前条第1号の情報（特定の個人を識別することができるものに限る。）が記録されている場合において、当該情報のうち、氏名、生年月日その他の特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分を除くことにより、公にしても個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。

(公益上の理由による裁量的公開)

第9条 実施機関は、公開請求に係る公文書に非公開情報（第7条第6号に該当する情報を除く。）が記録されている場合であっても、公益上特に必要があると認めるときは、公開請求者に対し、当該公文書を公開することができる。

(公文書の存否に関する情報)

第10条 実施機関は、公開請求に係る公文書が存在しているか否かを答えるだけで、非公開情報を公開することとなるときは、当該公文書の存否を明らかにしないで公開請求を拒否することができる。

- 2 実施機関は、前項の規定により公開請求を拒否したときは、その旨を江別市情報公開審査会に報告しなければならない。

(公開請求に対する決定等)

第11条 実施機関は、公開請求に係る公文書の全部又は一部を公開するときは、その旨の決定をし、公開請求者に対し、その旨並びに公開する日時及び場所を書面により通知しなければならない。

- 2 実施機関は、公開請求に係る公文書の全部を公開しないとき（公開請求に係る公文書を保有していないときを含む。）は、公開しない旨の決定をし、公開請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。
- 3 実施機関は、前条第1項の規定により公開請求を拒否するときは、公開請求を拒否する旨の決定をし、公開請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。
- 4 第1項又は第2項の規定により公開請求に係る公文書の全部又は一部を公開しない旨の決定（当該公文書を保有していないときの決定を除く。）をした場合において、当該公文書の全部又は一部についての公開が可能となる時期が明らかであるときは、実施機関は、その旨をこれらの規定による書面に付記しなければならない。

(公開決定等の期限)

第12条 前条第1項から第3項までの決定（以下「公開決定等」という。）は、公開請求があった日の翌日から起算して14日以内にしなければならない。ただし、第6条第2項の規定により補正を求めた場合にあつては、その補正に要した日数は、この期間には算入しない。

- 2 実施機関は、やむを得ない理由により、前項に規定する期間内に公開決定等を行うことができないときは、公開決定等をすべき期間を、同項に規定する期間の満了する日の翌日から起算して30日を限度として延長することができる。この場合において、実施機関は、速やかに、公開請求者に対し、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。
- 3 公開請求者は、実施機関が第1項に規定する期間の満了する日の翌日から起算して30日を経過した後においても、公開請求に係る公文書の全部又は一部について公開決定等をしないときは、当該公開決定等がされていない公文書を公開しない旨の決定があつたものとみなすことができる。

(第三者保護に関する手続)

第13条 公開請求に係る公文書に市並びに国、独立行政法人等、他の地方公共団体及び地方独立行政法人並びに公開請求者以外のもの（以下この条、第21条の2第1項及び第3項並びに第21条の3第2項において「第三者」という。）に関する情報が記録されているときは、実施機関は、公開決定

等をするに当たって、当該情報に係る第三者に対し、意見を述べる機会を与えることができる。

- 2 実施機関は、次の各号のいずれかに該当するときは、第11条第1項の決定（以下「公開決定」という。）に先立ち、第三者に対し、意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。

（1） 第三者に関する情報が記録されている公文書を公開しようとする場合であって、当該情報が第7条第1号イ又は同条第2号ただし書に規定する情報に該当すると認められるとき。

（2） 第三者に関する情報が記録されている公文書を第9条の規定により公開しようとするとき。

- 3 実施機関は、前2項の規定により意見を述べる機会を与えられた第三者がその公文書の公開に反対の意思を示した場合において、公開決定をするときは、公開決定の日と公開する日との間に少なくとも2週間を置かなければならない。この場合において、実施機関は、公開決定後直ちに、当該第三者に対し、公開決定をした旨及びその理由並びに公開する日を書面により通知しなければならない。

（公文書の公開の方法）

第14条 公文書の公開は、文書、図画、写真又はフィルムについては閲覧又は写しの交付により、電磁的記録についてはその種別、情報化の進展状況等を考慮して実施機関が定める方法により行う。

- 2 実施機関は、前項の規定により公文書を閲覧に供し、又は公文書の写しを交付する場合において、当該公文書の保存に支障を生ずるおそれがあると認めるときその他合理的な理由があるときは、当該公文書を複写したものを閲覧に供し、又はその写しを交付することができる。

（費用の負担）

第15条 この条例の規定に基づく公開請求に係る手数料は、徴収しない。

- 2 前条の規定により公文書（これを複写したものを含む。）の写しの交付を受けるものは、その写しの交付に要する費用を負担しなければならない。

（他の制度との調整等）

第16条 この章の規定は、法令、他の条例その他の規程に定めるところにより、閲覧若しくは縦覧又は謄本、抄本その他の写しの交付の手續が定められている公文書については、適用しない。

- 2 この章の規定は、図書館その他の市の施設において一般の利用に供することを目的として管理している公文書については、適用しない。

第3章 情報公開の総合的な推進

（情報提供施策の充実）

第17条 市は、市民が必要とする情報を的確に把握し、積極的に提供するように、情報提供施策の充実に努めるものとする。

- 2 前項の場合において、市は、基本的な政策等の形成過程における公正を確保し、かつ、透明性の向上を図るため、策定しようとする政策等の趣旨、目的及び内容その他の情報を広く市民に対して提供し、又は公表するように努めるものとする。

（会議の公開）

第18条 実施機関に置く附属機関及びこれに類する合議体の会議は、これを公開するものとする。ただし、次の各号に掲げる場合であって、当該実施機関に置く附属機関又はこれに類する合議体がこの会議の全部又は一部を公開しない旨の決定をしたときは、この限りではない。

（1） 非公開情報に該当する事項を審議する場合

（2） 会議を公開することにより、当該会議の公正かつ円滑な運営に支障が生ずるおそれがある場合

（出資団体等の情報公開）

第19条 市が出資又は補助その他の財政的援助を行っている団体であって規則で定めるもの（以下「出資団体等」という。）は、経営状況を説明する文書その他のその保有する文書（次条第1項に該当する文書を除く。）の公開に努めるものとする。

- 2 実施機関は、出資団体等が保有する文書であって実施機関が保有していないものに関し閲覧、写しの交付等の申出があったときは、当該出資団体等に対し、当該文書を実施機関に提出するように求めるものとする。

- 3 前項の規定により出資団体等に対して提出を求める文書の範囲その他必要な事項については、実施機関が定める。

(指定管理者の情報公開)

第20条 指定管理者(地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。)は、その保有する文書であって自己が管理を行う同法第244条第1項に規定する公の施設に関するものの公開に努めるものとする。

2 実施機関は、前項の公の施設に関する文書であって実施機関が保有していないものに関し閲覧、写しの交付等の申出があったときは、当該指定管理者に対し、当該文書を実施機関に提出するよう求めるものとする。

3 前2項の文書の範囲その他これらの規定による文書の公開及び提出に関し必要な事項については、実施機関が定める。

第3章の2 審査請求等

(審理員による審理手続に関する規定の適用除外)

第21条 公開決定等又は公開請求に係る不作為に係る審査請求については、行政不服審査法(平成26年法律第68号)第9条第1項ただし書の規定により、同項本文の規定は、適用しない。

(審査請求に対する諮問等)

第21条の2 前条に規定する審査請求があったときは、当該審査請求に係る審査庁は、次に掲げる場合を除き、速やかに、江別市情報公開審査会に諮問しなければならない。

(1) 審査請求が不適法であり、却下するとき。

(2) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る公文書の全部を公開することとするとき。ただし、当該公文書の公開について、第三者から反対の意思が示されているときを除く。

2 前項の規定による諮問は、行政不服審査法第9条第3項の規定により読み替えて適用する同法第29条第2項の弁明書及び同法第30条第1項に規定する反論書並びに参加人意見書の写し(反論書及び参加人意見書の写しにあっては、提出があった場合に限る。)を添えてしなければならない。

3 第1項の規定により諮問をした審査庁(以下「諮問庁」という。)は、次に掲げる者に対し、諮問をした旨を通知しなければならない。

(1) 審査請求人及び参加人

(2) 公開請求者(公開請求者が審査請求人又は参加人である場合を除く。)

(3) 当該審査請求に係る公開決定等について、公開に反対の意思を示した第三者(当該第三者が審査請求人又は参加人である場合を除く。)

(審査請求に対する裁決)

第21条の3 諮問庁は、審査請求について裁決をする場合は、その諮問に対する江別市情報公開審査会の答申を尊重しなければならない。

2 諮問庁が、第三者に関する情報が記録されている公文書の公開決定等に係る審査請求について、次の各号のいずれかに該当する裁決をした場合において、実施機関が当該裁決に基づき公文書の公開をしようとするときは、当該裁決の日と公開する日との間に少なくとも2週間を置かなければならない。この場合において、実施機関は、直ちに当該第三者に対し、公開する旨及びその理由並びに公開する日を書面により通知しなければならない。

(1) 公開決定に対する第三者からの審査請求を却下し、又は棄却する裁決

(2) 審査請求に係る公開決定等(公開請求に係る公文書の全部を公開する旨の決定を除く。)を変更し、当該公開決定等に係る公文書を公開する旨の裁決(第三者である参加人が当該公文書の公開に反対の意思を示している場合に限る。)

(交付の求めに係る手数料)

第21条の4 前条の審査請求において、行政不服審査法第9条第3項の規定により読み替えて適用する同法第38条第1項の規定による交付を受ける者は、江別市行政不服審査条例(平成28年条例第6号)第8条第1項の規定にかかわらず、交付を受ける用紙1枚につき10円(カラーで複写され、又は出力された用紙にあっては50円)を手数料として納付しなければならない。この場合において、両面に複写され、又は出力された用紙については、片面を1枚として手数料の額を算定する。

2 市長は、前項の交付を受ける者が、経済的困難その他特別の理由により、手数料を納付する資力が無いと認めるときは、手数料を減額し、又は免除することができる。

3 前2項の規定は、審査請求人又は参加人が江別市情報公開審査会に対し、当該審査会に提出された意見書若しくは資料の写し又は電磁的記録に記録された事項を記載した書面の交付を求める場合

に準用する。

第4章 江別市情報公開審査会

(設置等)

第22条 この条例の規定によりその権限に属することとされた事項を処理するほか、情報公開制度に係る重要事項を調査審議するため、江別市情報公開審査会（以下「審査会」という。）を置く。

2 審査会は、必要があると認めるときは、情報公開制度の運用又は情報公開制度に関連する事項に関し、実施機関に意見を述べることができる。

3 審査会は、委員5人以内で組織する。

4 委員は、学識経験者その他市長が適当と認める者のうちから、市長が委嘱する。

5 委員の任期は、2年とし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

6 特別の事項を調査審議するため必要があるときは、審査会に臨時委員を置くことができる。

(秘密の保持)

第23条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(審査会の調査権限)

第24条 審査会は、第21条の2第1項の規定により諮問を受けた事項を調査審議するため必要があると認めるときは、実施機関（審査請求のあった公開決定等に係る実施機関に限る。以下この条において同じ。）に対し、当該公開決定等に係る公文書の提示を求めることができる。この場合においては、何人も、審査会に対し、その提示された公文書の閲覧又は写しの交付を求めることができない。

2 実施機関は、審査会から前項の規定による求めがあったときは、これを拒んではならない。

3 審査会は、必要があると認めるときは、実施機関に対し、審査請求のあった公開決定等に係る公文書に記録されている情報の内容を審査会の指定する方法により分類し、又は整理した資料を作成し、審査会に提出するよう求めることができる。

4 第1項及び前項に規定するもののほか、審査会は、審査請求に係る事件に関し、審査請求人、参加人又は実施機関（以下「審査請求人等」という。）に意見書又は資料の提出を求めること、適当と認める者にその知っている事実を陳述させることその他必要な調査をすることができる。

(意見の陳述等)

第25条 審査会は、審査請求人等から申立てがあったときは、当該審査請求人等に意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

2 前項本文の場合においては、審査請求人又は参加人は、審査会の許可を得て、補佐人とともに出頭することができる。

(提出資料の閲覧等)

第26条 審査請求人等は、審査会に対し、審査会に提出された意見書又は資料の閲覧又は写しの交付（電磁的記録にあっては、電磁的記録に記録された事項を記載した書面の閲覧又は交付）を求めることができる。この場合において、審査会は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときでなければ、その閲覧又は交付を拒むことができない。

2 審査会は、前項の規定による閲覧又は交付について、その日時及び場所を指定することができる。

(答申書の送付等)

第27条 審査会は、諮問に対する答申をしたときは、答申書の写しを審査請求人及び参加人に送付するとともに、答申の内容を公表するものとする。

(規則への委任)

第28条 この章に定めるもののほか、審査会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

第5章 補則

(公文書の適正な管理)

第29条 実施機関は、情報公開制度の適切かつ円滑な運用に資するため、公文書の分類、作成、保存及び廃棄に関する基準その他の公文書の管理に関する必要な事項について定めを設け、これに基づき公文書を適正に管理しなければならない。

(公開請求をしようとするものに対する情報の提供等)

第30条 実施機関は、公開請求をしようとするものが容易かつ的確に公開請求をすることができるよ

う、当該実施機関が保有する公文書の特定に資する情報の提供その他公開請求をしようとするものの利便を考慮した適切な措置を講ずるものとする。

(実施状況の公表)

第31条 市長は、毎年度1回、各実施機関の公文書の公開等についての実施状況を取りまとめ、これを公表するものとする。

(市長の調整)

第32条 市長は、この条例による情報公開制度の円滑かつ統一的な実施を図るうえで必要があると認めるときは、他の実施機関に対し、報告を求め、又は助言することができる。

(委任)

第33条 この条例の施行に関し必要な事項は、実施機関が定める。

(罰則)

第34条 第23条の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金に処する。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成14年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この条例の施行の際この条例による改正前の江別市情報公開条例(以下「改正前の条例」という。)第6条の規定により現にされている公文書の公開請求は、この条例による改正後の江別市情報公開条例(以下「改正後の条例」という。)第6条第1項の規定による公開請求とみなす。
- 3 この条例の施行の際現にされている改正前の条例第13条に規定する行政不服審査法の規定に基づく不服申立ては、改正後の条例第16条第1項に規定する同法に基づく不服申立てとみなす。
- 4 前2項に規定するもののほか、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前に改正前の条例の規定によりした処分、手続その他の行為は、改正後の条例中にこれに相当する規定がある場合には、当該相当する規定によりしたものとみなす。
- 5 改正前の条例第14条第1項の規定により置かれた江別市情報公開審査会(以下「旧審査会」という。)は、改正後の条例第22条第1項の規定により置かれた審査会となり、同一性をもって存続するものとする。
- 6 この条例の施行の際現に改正前の条例第14条第3項の規定により委嘱された旧審査会の委員である者は、施行日に、改正後の条例第22条第4項の規定により、審査会の委員に委嘱されたものとみなす。この場合において、当該委嘱されたものとみなされる委員の任期は、同条第5項の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 7 前項に規定する者を除き、改正後の条例第22条第4項の規定により施行日以後最初に委嘱される委員の任期は、同条第5項の規定にかかわらず、平成14年11月30日までとする。
- 8 附則第2項から前項までに掲げるもののほか、この条例の施行に関し必要な経過措置は、市長が定める。

附 則 (平成17年6月29日条例第13号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成17年7月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 (平成25年2月28日条例第3号)

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

附 則 (平成28年3月29日条例第7号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この条例による改正後の江別市情報公開条例及び江別市個人情報保護条例の規定は、この条例の施行の日以後にされる不服申立てについて適用し、同日前にされた不服申立てについては、なお従前の例による。

附 則（令和 4 年 3 月 3 日条例第 1 号）

この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 4 年 12 月 13 日条例第 20 号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 7 年 2 月 26 日条例第 1 号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、刑法等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 67 号。以下「刑法等一部改正法」という。）の施行の日から施行する。

（罰則の適用等に関する経過措置）

- 2 この条例の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行後にした行為に対して、他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる罰則を適用する場合において、当該罰則に定める刑に刑法等一部改正法第 2 条の規定による改正前の刑法（明治 40 年法律第 45 号。以下この項において「旧刑法」という。）第 12 条に規定する懲役（以下「懲役」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）、旧刑法第 13 条に規定する禁錮（以下「禁錮」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）又は旧刑法第 16 条に規定する拘留（以下「旧拘留」という。）が含まれるときは、当該刑のうち懲役又は禁錮はそれぞれその刑と長期及び短期を同じくする有期拘禁刑と、旧拘留は長期及び短期を同じくする拘留とする。

（人の資格に関する経過措置）

- 4 拘禁刑又は拘留に処せられた者に係る他の条例その他の定めによりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例その他の定め例によることとされる人の資格に関する法令の規定の適用については、無期拘禁刑に処せられた者は無期禁錮に処せられた者と、有期拘禁刑に処せられた者は刑期を同じくする有期禁錮に処せられた者と、拘留に処せられた者は刑期を同じくする旧拘留に処せられた者とみなす。